

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府豊中市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年7月25日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種事務
②事務の内容 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務＞ ・ワクチン接種記録システム（VRS）に登録された新型コロナワクチン特例臨時接種記録等の保管を行う。なお、当市から閲覧、追加登録及び修正入力できない。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	予防接種管理システム（保健総合システム）
②システムの機能	・予診票入力 ・接種台帳管理 ・医療機関への支出台帳作成 ・実績報告帳票作成
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他（Public Medical Hub（PMH）及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステム（導入時期未定））

システム2～5

システム2

①システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）
②システムの機能	・ワクチン接種記録等の保管
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他（ ）

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム、オブジェクトストレージ（庁内連携システム）
②システムの機能	1 統合データベース管理機能 庁内における各業務システム間での情報の照会や連携を効率よく行うため、各業務システムからの情報を集約したデータベースを保有し、各業務システム間の情報連携を行う。 2 コード変換機能 複数の業務システムで統一的に利用することができる全国町字コードや金融機関コード等のコード変換テーブル等を管理する。 3 各業務システムとの情報連携機能 各業務システムの情報を予防接種管理システムに連携する。 4 団体内統合宛名システム（以下「宛名システム」という。）との情報連携機能 個人番号、氏名、住所、性別、生年月日（以下4情報）、各業務システムにおける個人を特定する番号を宛名システムへ連携する。 5 中間サーバー連携機能 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報照会者に提供するための情報を中間サーバーに連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（住民情報系の各業務システム、中間サーバー）
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（宛名システム）
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号管理機能 各業務システムにおける個人を特定する各々の番号を、同一個人の番号として 団体内統合宛名番号へ紐付けて一本化し、その情報を保管、管理する。 2 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け機能 他の機関への情報照会を行う際に使用する個人番号と団体内統合宛名番号を紐付ける。 3 中間サーバー連携機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う中間サーバーにおいて、団体内統合宛名番号と符号の紐付けを行うため、中間サーバーへ団体内統合宛名番号を連携する。 4 庁内連携システム連携機能 個人番号、4情報、各業務システムにおける個人を特定する番号を庁内連携システムから宛名システムへ連携し、団体内統合宛名番号と各業務システムにおける個人を特定する番号の紐付け及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐付けを行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（中間サーバー）

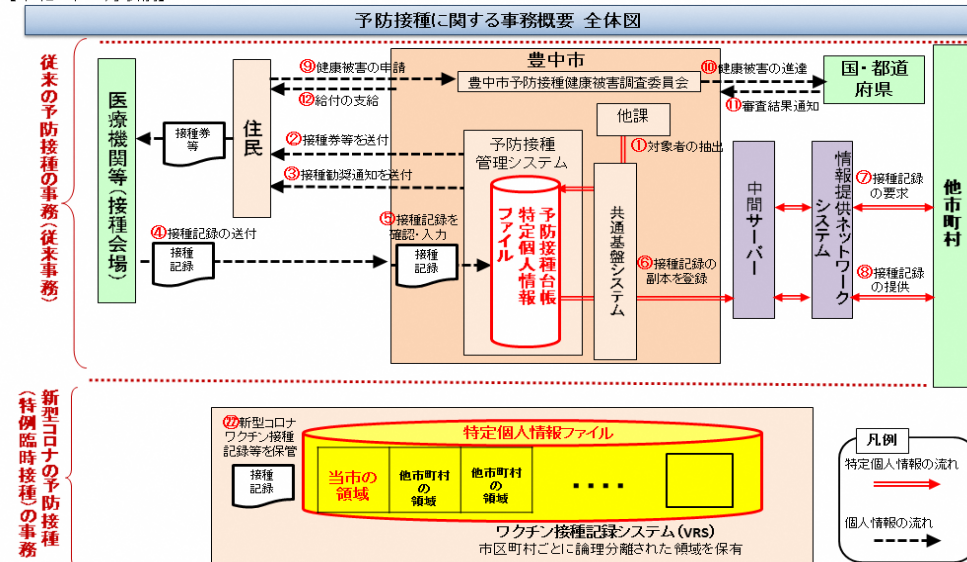
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号（以下、「符号」という。）と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報情報を情報照会し、照会した情報を受領する。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等を連携する。 5 情報提供等記録管理機能 どこの機関がいつ誰の何の情報情報を照会したか等、特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 他の機関との情報連携を行う際に必要となる提供すべき特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する。 7 情報提供ネットワークシステムとのデータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能や鍵情報等のセキュリティを管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）
②システムの機能	【機構への情報照会】 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 【本人確認情報検索】 統合端末において入力された4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム7	
①システムの名称	電子申込システム
②システムの機能	市民がパソコンやスマートフォンを利用し、インターネット上(電子)で各種届出や申請ができるシステム。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム8	
①システムの名称	Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステム
②システムの機能	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ①雛形の登録 予診票項目、通知文言等のひな形を予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへ登録する。 ②情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 当市で管理している個人番号、対象者情報、予診票情報及び接種記録を予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 ③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからの予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステム初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH) に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 予防接種の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく接種記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして予診票の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムはPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく予診票情報を登録する。 ④情報連携機能(医療機関用アプリ) ・識別子の格納機能 医療機関用アプリはマイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由で予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに接続する。医療機関用アプリからの予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステム初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH) に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリは、マイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由で、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへPMH仮名識別子を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく予診票情報を医療機関用アプリに提供する。また、医療機関が接種記録の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムはPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく接種記録を登録する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (予防接種管理システム(保健総合システム)、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)

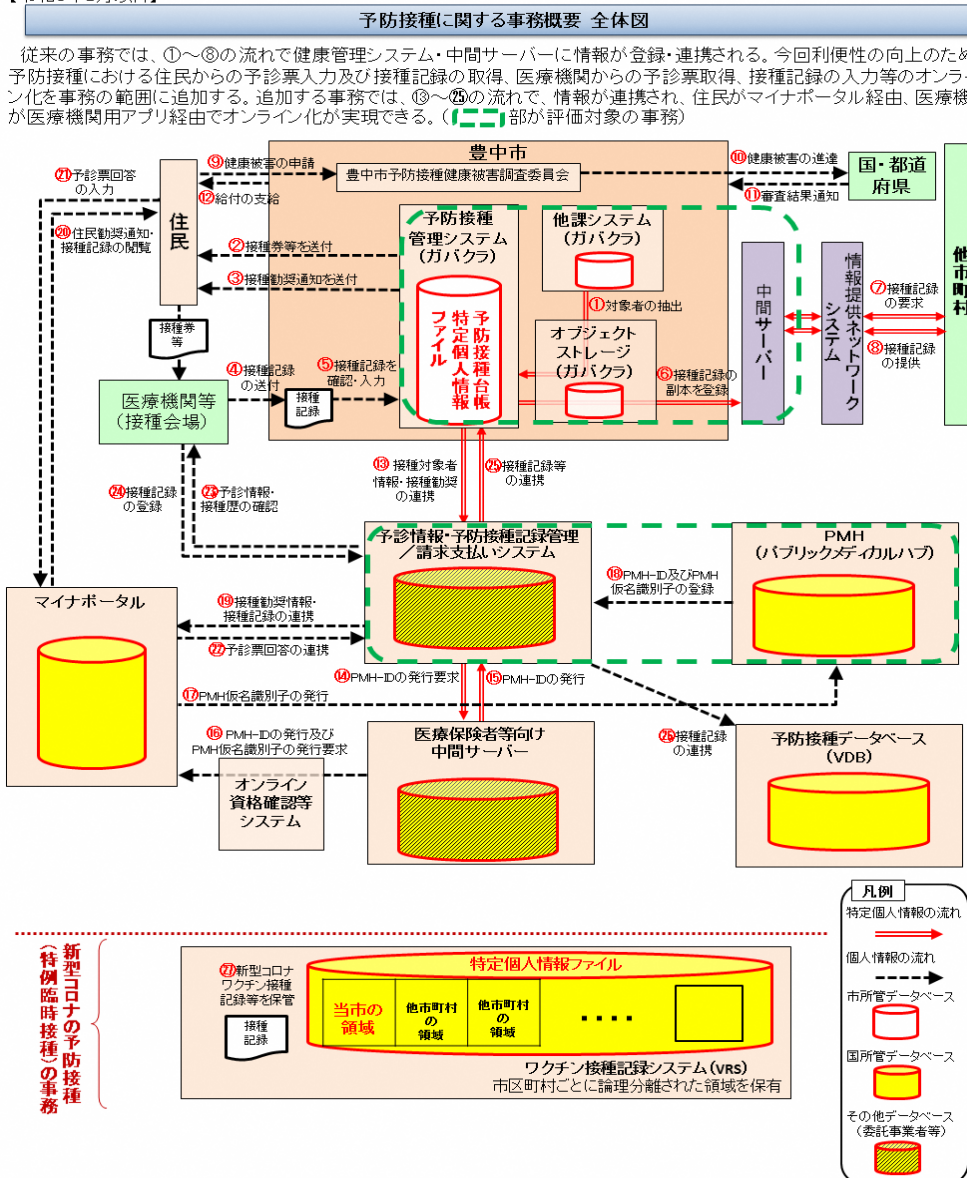
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・予防接種の適切な実施及び接種勧奨のため、接種対象者及び接種履歴等の管理に用いる。 ・健康被害に係る給付における給付対象者及び支給状況等の把握に用いる。
②実現が期待されるメリット	・予防接種の対象者であることの確認及び接種履歴の管理により、未接種者勧奨が可能となり、接種率の向上につながる。 ・転出・転入時における事務が効率化できる。 ・各種証明書の提出が不要になるなど、市民負担の軽減につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表の14・126の項 ・番号法 第19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条・第67条の2 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25・27・28・29・153の項 2. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25・26・153・154の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 健康危機対策課
②所属長の役職名	健康危機対策課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

【令和7年12月以前】



【令和8年1月以降】



(備考)

- ①住民情報を取得し、予防接種の対象者を抽出する。
- ②住民に接種券等を送付する。
- ③予防接種未了者に個別勧奨を行う。
- ④医療機関経由で接種記録を入手する。
- ⑤接種記録を予防接種管理システムに入力する。
- ⑥中間サーバーに接種記録の副本を登録する。
- ⑦情報提供ネットワークシステムを通して、豊中市と他市町村の相互に接種記録の照会を行う。
- ⑧照会に応じて、情報提供ネットワークシステムを通して中間サーバー上の接種記録が提供される。

＜健康被害救済の給付事務＞

- ⑨予防接種後に健康被害があった場合に、被接種者から給付の申請を受ける。
- ⑩豊中市予防接種健康被害調査委員会で申請内容を調査後、大阪府を通じて国に書類を送付する。
- ⑪国で申請内容の審査が行われ、審査結果を受理する。
- ⑫国により健康被害の認定がされた場合には、給付の支給を行う。(支給口座は必要に応じて中間サーバーを通じ公的給付口座を確認する。)

＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞

- ⑬本事務に係る対象者の個人番号を含む接種対象者情報、接種記録情報及び接種勧奨情報の連携を行う。
- ⑭医療保険者等向け中間サーバーにPMH-IDの発行を要求する。
- ⑮予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムにPMH-IDを発行する。
- ⑯マイナポータルへのPMH-IDの発行とともに、PMH仮名識別子の発行を要求する。
- ⑰PMH仮名識別子を発行する。
- ⑱予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムにPMH-ID及びPMH仮名識別子を登録する。
- ⑲マイナポータルに接種勧奨情報及び接種記録情報の連携を行う。
- ⑳住民は接種勧奨情報や接種記録を閲覧する。
- ㉑住民は予診票回答の入力を行う。
- ㉒マイナポータルを通じて、予診票回答内容を連携する。
- ㉓医療機関は予診票回答内容及び接種歴を確認する。
- ㉔医療機関は接種後に接種記録を登録する。
- ㉕接種記録等を予防接種管理システムに連携する。
- ㉖予防接種データベースに接種記録を連携する。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務＞

- ㉗ ワクチン接種記録システム(VRS)に登録された新型コロナワクチン特例臨時接種記録等の保管を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する予防接種対象者及びその保護者(保護者はA類疾病及び新型インフルエンザ等のみ)
その必要性	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行うため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務・予防接種記録情報)

	その妥当性	【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】 ・本人確認のため ・内部情報照会の索引とするため 【4情報】【その他住民票関係情報】 ・本人確認資料のため ・対象者異動内容確認のため ・請求権利者の確認のため 【連絡先】 ・届出内容に不明点があった際の問合せのため 【地方税関係情報】【生活保護・社会福祉関係情報】 ・予防接種自己負担分の決定のため 【健康・医療関係情報】 ・予防接種記録の管理のため 【医療保険関係情報】 ・給付の支給判定のため <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・識別情報(その他識別情報) PMH-ID、PMH仮名識別子…PMH及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムが、外部と情報連携するために必要となる。 予防接種番号…PMH及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステム内で予防接種の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 予防接種記録情報…PMH及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムが外部と情報連携するために必要となる。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	健康医療部 健康危機対策課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (住民票、医療保険、市民税、生活保護担当部署) [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村) [☐] 民間事業者 (豊中市医師会等、支払基金) [☐] その他 (医療保険者)
②入手方法	[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 (医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)
③入手の時期・頻度	I 定期的に入手する事務 ・住民票関係情報について、日次で入手 ・生活保護情報について、月次で入手 ・予防接種記録について、医療機関より月次で入手 II 個別的に対応する事務 ・各種届出等が提出される都度、税情報・医療保険情報等を入手 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・PMH-IDの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。 ・当市が予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに登録した予診票のひな形に対して、住民がマイナポータル等を介して接種前に予診票情報を入力することにより個人情報を入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 ・接種時に、従来の紙の予診票に代えて、医療機関のタブレットに搭載された医療機関用アプリを用いて、住民がマイナンバーカードで認証して同意することにより、医療機関が入力した予診票情報、接種記録を個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。
④入手に係る妥当性	・予防接種の適切な実施及び接種勧奨のため、必要な情報を入手する必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、必要な情報を入手する必要がある。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ (PMH-ID採番処理依頼時に入手される特定個人情報) ・外部との情報連携のため、PMH-IDの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。 (その他：個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報) 入手にあたって、既存事務と同様に予診票の事前入力する事項については、本人又は本人の代理人から情報を入手し、予診票の医師記入欄及び接種記録については、予防接種を実施する医療機関から入手する必要がある。 ・予診票の事前入力のオンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータルではマイナンバーカードによる認証(本人確認)の後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて入力され、入力した情報は、接種を受託する医療機関で確認され、接種の可否を判断する。 ・医療機関では、タブレットに搭載された医療機関用アプリを用いた予診票の確認・接種記録のオンライン化により住民及び医療機関での利便性の向上及び、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。医療機関での本人確認後、医療機関用アプリを用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証して同意することにより、予診票情報を確認して予診・問診を行い、接種後に接種記録の入力を行う。
⑤本人への明示	＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・本人又は本人の代理人から入手する情報については、利用目的を明示した上で入手している。マイナポータル及び医療機関用アプリでは、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、同意することにより入手する。

⑥使用目的 ※		接種対象者の年齢等接種要件、接種履歴及び給付支給判定要件を正確に把握する必要があるため。	
変更の妥当性			
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康医療部 健康危機対策課	
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、予防接種の実施 ・対象者への通知 ・受託医療機関との協議 ・予診票の管理 ・支払い ・事故報告 ・副反応報告 等 <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・情報連携のため、当市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムが連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共に予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに応答する。 ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルと予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムで共有されることで予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムからマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ(マイナポータル経由)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムの予診票情報及び接種記録の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。	
		情報の突合 ※ 本人からの申請内容の確認を行うため、予防接種管理システムにおける宛名情報と申請書記載内容の突合を行う。	
		情報の統計分析 ※ 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。 <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	
		権利利益に影響を与え得る決定 ※ —	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 委託する ☐ 委託しない
委託事項1		保健総合システムの保守
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同様
その妥当性		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行うためには、システム上保有するファイルを取扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (当システム内でのみ保守作業を行い、外部には情報を持ち出させない。)
⑤委託先名の確認方法		豊中市情報公開条例の規定に基づき確認が可能
⑥委託先名		(株)NTTデータ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	上記委託内容と同じ

委託事項2～5		
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ VRS本体へのLG-WAN回線を用いた提供は令和6年10月以降不可となり、令和6年9月30日時点の状態のまま保管されている ）
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		庁内連携システム・宛名システム・オブジェクトストレージ(S3)の保守	
①委託内容		庁内連携システム・宛名システム・オブジェクトストレージ(S3)の障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行うためには、システム上保有するファイルを取扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (当システム内でのみ保守作業を行い、外部には情報を持ち出させない。)	
⑤委託先名の確認方法		豊中市情報公開条例の規定に基づき確認が可能	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	
	⑨再委託事項	上記委託内容と同じ	

委託事項4		Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容		Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムの利用・情報連携業務及び運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムはそれぞれ国(デジタル庁)及び国民健康保険中央会が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMH-IDの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。ただし、PMH及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)及び国民健康保険中央会は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN又は閉域網回線を用いた提供)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		国(デジタル庁)及び国民健康保険中央会
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムの運用保守 ・PMH-IDの採番及びPMH-IDを介した医療機関用アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMH-IDを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。

委託事項5		住基ネット市町村CSの保守	
①委託内容		住基ネット市町村CSの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	住基ネット市町村CSの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行うためには、システム上保有するファイルを取扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (当システム内でのみ保守作業を行い、外部には情報を持ち出させない。)	
⑤委託先名の確認方法		豊中市情報公開条例の規定に基づき確認が可能	
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西(令和7年7月31日まで) 富士フィルムシステムサービス(令和7年8月1日から)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	
	⑨再委託事項	上記委託内容と同様	

委託事項6～10		
委託事項6		電子申込システムの保守
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	接種券等の発行申請を電子申込システムで行う者
	その妥当性	システム開発元であり、かつ申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有するため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (当システム内でのみ保守作業を行い、外部には情報を持ち出させない。)
⑤委託先名の確認方法		豊中市情報公開条例の規定に基づき確認が可能
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法に規定する予防接種対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する予防接種対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先3	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の26の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法に規定する予防接種対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の26の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する予防接種対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先5	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の153の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法に規定する予防接種対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の153の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する予防接種対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先7	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の154の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	＜システムで管理される情報における措置＞ セキュリティゲートにて入退館管理されている建物のうち、さらにセキュリティゲートにて入退室管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ＜文書類における措置＞ 特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。令和6年10月以降は、市からもアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。				
②保管期間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="470 1646 790 1792"> ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </td><td data-bbox="790 1646 1527 1792"> 期間 [5年] </td></tr> <tr> <td data-bbox="470 1792 790 1865">その妥当性</td><td data-bbox="790 1792 1527 1865"> 予防接種法における定期接種実施要領等の規定に基づき保存期間を定めている。 </td></tr> </table>	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	期間 [5年]	その妥当性	予防接種法における定期接種実施要領等の規定に基づき保存期間を定めている。
＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	期間 [5年]				
その妥当性	予防接種法における定期接種実施要領等の規定に基づき保存期間を定めている。				

③消去方法	保管期間を過ぎたデータについては適宜システムから削除を行い、ハード更改の際は物理的破壊により完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータは自機関でも消去することができず、令和6年9月30日時点の状態のまま保管されている。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は豊中市からの操作によって実施される。豊中市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、豊中市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・当市の領域に保管されたデータのみ、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを用いて消去することができる。 ・当市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人情報】

- ・世帯番号 ・個人番号 ・被接種者氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所
- ・電話番号 ・保護者名(A類疾病のみ) ・住登外フラグ

【共通項目】

- ・医療機関コード

【各予防接種】

- ・予防接種区分 (A類疾病)BCG、三種混合、MR、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎、不活化ポリオ、四種混合、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、ロタ、B型肝炎、五種混合 (B類疾病)インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹 (臨時接種)新型インフルエンザ
- ・接種回数 ・接種年月日 ・長期療養特例フラグ ・ワクチン製造社 ・ロット番号 ・量 ・ワクチン名 ・場所
- ・有効年月日
- ・医療保険関係情報
- ・地方税関係情報

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)に関する記録項目＞

- ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

＜Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加の記録項目＞

(1)対象者情報

- ・個人番号 ・PMH-ID ・PMH仮名識別子 ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別) ・自治体コード ・自治体業務ID
- ・連携ファイル名 ・連携日時 ・連携処理ステータス/エラー内容 ・制御フラグ(リカバリー/不開示/閲覧停止) ・変更区分
- ・削除の異動日 ・その他管理番号・ID等(予防接種対象者番号)

(2)ユーザー情報

- ・機関マスタID ・機関ユーザーID ・メールアドレス ・ユーザー氏名 ・ユーザー区分 ・ユーザー権限ID
- ・個人番号閲覧可能フラグ ・ユーザー削除フラグ

(3)予診票情報

- ・項目ID ・管理ID ・更新日時 ・回答ID ・回答内容 ・回答処理ステータス ・回答日時 ・接種不可フラグ
- ・予防接種予定勧奨ID ・予防接種設定ID ・予防接種予定ID ・組み合わせ番号 ・強制失効日 ・勧奨情報(ルールID、勧奨日)

(4)予防接種記録情報

- ・予防接種記録ID ・予防接種予定ID ・履歴ID ・接種日 ・接種同意フラグ ・医療機関コード ・医師名 ・実施区分 ・接種区分
- ・GTINコード ・ワクチンメーカー名 ・ワクチン名 ・ロット番号 ・接種量 ・ワクチン有効期限 ・特別の事情 ・更新日時
- ・最新/削除フラグ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	○本人等（本人又は本人の代理人）から入手するもの ・届出者が対象者以外の情報を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において本人確認書類や委任状により本人確認を職員が厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努めている。 ○他団体から入手するもの ・入手した情報については、職員が基本4情報に基づいて豊中市の予防接種対象者と合致するか確認している。 ○業務システム連携で入手するもの ・個人を特定する番号（宛名番号等）により正確に対象者の情報と紐づき、対象者以外の情報を入手できないようシステム上で担保している。 ○住基ネットで入手するもの ・基本4情報または個人番号の検索により一致した対象者の情報のみ入手するため、対象者以外の情報を入手することは原則行われない。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・PMH-IDの採番処理時には予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムが保有する個人番号及び基本情報（カナ、氏名、生年月日、性別、住所）と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことで対象者以外の情報の入手を防止する。 ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリでマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携され、医療機関用アプリでの入力、診察室内で更に本人確認を行うことで本人の情報のみが予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへ連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）から予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	○本人等から入手するもの ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とするとともに、記載要領の充実や記載方法を窓口で説明する等案内を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにしている。 ○業務システム連携で入手するもの ・庁内連携システムを通じて入手する場合は、あらかじめ提供先の担当部署から提供を受ける項目について許可を受け、許可された項目以外を連携しないようにシステムで制御している。 ○他団体から入手するもの ・予防接種情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーから予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMH-IDと個人番号）のみが返却されるようシステム的に制御している。 ・医療機関から医療機関用アプリを介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステム的に制御している。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステム的に制御している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○本人等から入手するもの ・書面以外の、口頭や電話、メール等の不適切な方法では届出を受け付けない。 ・アクセス権限を有する職員が許可されたIDとパスワード、生体認証でログインをした端末以外ではシステムにアクセスできないようにしている。 ○他団体から入手するもの ・郵送によるやり取りとし、メールやFAX等の不適切な方法によるやり取りは行わない。 ○業務システム連携で入手するもの ・庁舎内の暗号化が施された専用ネットワークを通じて情報を入手し、入手した情報は、システム内に自動的に取り込まれるようにしており、不適切な方法による入手を抑止している。また、システム内で情報を取り込んだ記録を残し、適切に入手されていることを確認している。 ○住基ネットで入手するもの ・登録されたIDと生体認証が一致した場合のみ、システムへのログインが可能となっている。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーから予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH-IDと個人番号) のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口で本人が申告書等を提出する場合は、職員または委託事業者が対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、職員または委託事業者が委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認を行う。 ・オンラインで申告書等を提出する場合は、公的個人認証による電子署名で本人確認を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムが提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人からの申告等については個人番号カード又は通知カードと本人確認書類の提示を受け、個人番号の真正性確認を行う。 ・提出された個人番号と、システムで保有している情報に相違がある場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、個人番号の真正性確認を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムが提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	○本人等、他団体から入手するもの ・届出書と照会・照合情報との相違がある場合は、職員または届出者等への聞き取りを行い、届出書の補正等を行い、正確性を確保している。 ・職員が入力、削除及び訂正作業を行った際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者(職員に限る。)が内容確認を行い、その記録を残している。 ○業務システム連携で入手するもの ・宛名番号等により対象者の情報を正確に対応付けけることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けられていることを職員が確認している。 ○住基ネットで入手するもの ・基本4情報または個人番号等により対象者の情報が正確に連携されることをシステム上で担保しており、入手した情報は、職員が対象者の情報との整合性を確認している。 <Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 個人番号及び基本情報の正確性は、既存事務において住基システムとの連携等により担保されている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	○本人等から入手するもの ・記載台において記載中の届出書、申告書等を他人から覗かれないよう目隠しのパーティションを設ける他、窓口の個別ブース方式等、手続き中の個人情報が漏えいしないための措置を実施している。 ・書面の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は担当部署の住所地宛に送付するよう説明する。 ・届出書等の紛失を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れ、一定期間ごとに専用のバインダーに綴って保管している。 ○システム連携で入手するもの(実施機関内の他部署からの入手) ・実施機関内の他部署におけるシステムとの連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ○全体 ・専用のアプリケーション、専用の回線(インターネットに接続することができない独自の回線)を用い、操作者の認証を行うことで漏えい・紛失に対応している。 <Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムと支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。 ・医療機関や住民から予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへの連携は、直接接続ではなく、マイナポータル等のAPI経由の接続のみが認められ、通信内容は、情報漏洩を防止するために暗号化される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御し、令和6年10月以降は、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。 ・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報を入手する際には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けができないようにしている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・保健総合システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。 ・管理者以外は、中間サーバーに直接アクセスすることができないようシステムで制御している。 ・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムにアクセスする本市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリや住民からマイナポータル等のAPI経由で予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない

		・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。 ・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。 ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除している。 ・保健総合システム 端末には生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・庁内連携システム 予防接種事務担当者は直接アクセスできないよう制御 ・団体内統合宛名システム・中間サーバー 端末には生体情報とパスワードで認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 以上は令和6年9月30日までの適用とし、令和6年10月以降は、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。 <Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・当市は、Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムのアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムのログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムにおける特定個人情報へのアクセスは、LWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへの連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。
具体的な管理方法		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない

	具体的な管理方法	(1) アクセス権限の発行管理 ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して、管理者(市民課)が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。 (2) 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 以上は令和6年9月30日までの適用とし、令和6年10月以降は、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。 <Public Medical Hub(PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・Public Medical Hub(PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。
アクセス権限の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して、管理者が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 以上は令和6年9月30日までの適用とし、令和6年10月以降は、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。 <Public Medical Hub(PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・パスワードの有効期限を設定する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。 ・保健総合システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。 <Public Medical Hub(PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。 ・個人所有の電子計算機を持ち込み、接続を禁止している。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。当市は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・サーバー室の立ち入りやサーバへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。 ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へは、令和6年10月以降、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。 <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・当市の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへの特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

- ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。
- ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務における措置＞

ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

以上は令和6年9月30日までの適用とし、令和6年10月以降は、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認

- ・委託元は必要に応じて作業現場へ立入検査を行うことができるものとしている。
- ・委託元の指示により委託先はデータの処理状況、保管状況等を説明するものとしている。
- ・委託先において、情報セキュリティに関する内部監査を定期的実施し、委託元へ報告することとしている。
- ・委託先において、責任者や担当者を配置し、委託元との連絡体制が速やかに行える状態にしておくこととする。

- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録
- ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)及び国民健康保険中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。

[制限している] <選択肢>
1) 制限している 2) 制限していない

- ・定められた場所以外での作業を認めておらず、電磁的記録媒体等の搬送を伴う場合も豊中市情報セキュリティ対策基準に基づいて行っている。
- ・入退室を管理し、許可された者以外は作業場所に立ち入ることができない。
- ・当市の許可なく閲覧・更新を行うことはできず、閲覧・更新を行う際も指定場所・指定端末でのみ作業を許可している。
- ・アクセス制御を実施している。
- ・端末へのログインは、個別に貸与された固有IDを使用するものとする。また、委託先の従業者に退職、異動等があった場合は、速やかに委託元へIDを返却するものとする。

- ・当市がアクセス権限の管理状況を確認できる。
- ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。
- ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。
- ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。

※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先（PMH-ID採番や運用保守）のみに付与される。

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

	具体的な方法	操作ログの保存 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・特定個人情報の取り扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 ※再委託先 (PMH-ID採番や運用保守) に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。
特定個人情報の提供ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・第三者への提供の禁止を契約書に明記している。 ・作業報告書等にてルール遵守の確認を行っている。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託先 (再委託も含む。) から他者への提供は行わない。 ・当市は委託契約に基づき、委託先 (再委託先も含む。) から他者への提供が行われていないことを確認できる。
	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・第三者への提供の禁止を契約書に明記している。 ・指定した作業場所、指定した端末でのみ従事することとし、作業報告書等にてルール遵守の確認を行っている。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・当市は委託契約に基づき、委託先 (再委託先も含む。) から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去を契約書に明記している。 ・指定した作業場所でのみ従事することとし、作業報告書等にてルール遵守の確認を行っている。 ＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、当市は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない

	規定の内容	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。 ・再委託の禁止又は制限 ・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置 ・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用 ・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止 ・データの複写・複製の禁止 ・データの管理義務 ・作業場所・作業場所における責任体制・作業範囲の明確化 ・事故発生時における報告義務 ・立入検査 ・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去 ・個人情報の秘密保持義務 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償 <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	再委託の承諾方法 ・委託先から再委託の承諾申出書を提出させ、内容を確認した上で、再委託先にも委託先同様、個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及びその他法令等や契約書に定める条項を守ることが条件に許諾可否を判断している。 再委託承諾申出書の内容 ・再委託先名称、再委託の内容等 適切な取り扱いの確保 ・委託先が再委託する場合は、委託先から提出される書面により当市が承諾を行わない限り再委託できないこととしており、その旨を契約書に明記している。 ・再委託する際は、委託先の責任で契約書に定める内容を再委託先に継承しなければならないことや、委託先同様、再委託先にも罰則の規定があることを契約書に明記している。 <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検（年1回程度又は随時）を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、デジタル庁から報告を受ける。

その他の措置の内容	＜Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	開示請求 提供する情報をシステムにより出力した場合は、操作ログが記録され一定期間保存している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	庁外への提供 番号法関係法令で定められた提供先、事項についてのみ行う。 自己情報の開示請求者 請求内容の審査や本人確認を厳格に行うことで個人情報の保護に関する法律第76条の規定に則ったものであることを確認している。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	情報の提供 郵送または保健総合システムによる提供とし、メールやFAX等による提供は行わない。 自己情報の開示請求者 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令の規定に基づき、市民へ情報を提供する際は、書面での提供のみとなっており、メールや電話等による書面以外の方法による提供を行わない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	情報の提供 正しい情報を提供するために、提供前に複数の担当者による二重チェックを行っている。保健総合システムでの提供については、予め定められた仕様に基づく、データ提供に限定しており、不必要なデータ提供ができないようシステム上担保されている。 自己情報の開示請求者 市民へ情報を提供する際は、提供する情報に誤りが無いよう、複数の職員で確認を行うと共に、成りすまし等の不正な請求を防止するため本人確認を厳格に行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜保健総合システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置＞ 中間サーバーに保存される予防接種情報の副本は、保健総合システムから庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは情報の作成・修正・削除等がなされないようにシステムで制御しており、不正な提供を抑止している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから入手した照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<保健総合システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置> 中間サーバーに保存される予防接種情報の副本は、保健総合システムから庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは作成されないようにシステムで制御している。また、情報連携は、専用回線を用い、情報の暗号化を実施することで、不適切な方法による提供を抑止している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<保健総合システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置> ・中間サーバーに保存される予防接種情報の副本については、保健総合システムから、庁内連携システムや宛名システムを介して、中間サーバーへの情報連携されるが、情報内容の修正等を行わないことで、中間サーバーの副本内容が保健総合システムの情報と同一の情報であることを担保している。 ・中間サーバーへ情報連携する際は、個人番号、団体内統合宛名番号、宛名番号等の個人を特定する番号によりシステムで自動的に突合されることで、誤った相手への提供を防止し、予め設定された中間サーバーへの情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、誤った情報の提供を防止している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・サーバー室への入室は生体認証を実施している。 ・サーバーは専用のサーバラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。 ・住民基本台帳システム等のサーバーが保管されているサーバー室においては、職員もしくは電子計算機室統合運用保守業務の委託業者が常駐して、その他の委託業者のみによる作業を許可しない対策を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <ワクチン接種記録システム（VRS）における措置> ワクチン接種記録システム（VRS）は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <Public Medical Hub（PMH）及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> Public Medical Hub（PMH）及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	

⑥技術的対策	十分にやっている ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。令和6年10月以降は、市からもアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②豊中市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦豊中市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧豊中市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

		<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)、国民健康保険中央会、医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・当市の端末とPublic Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・当市の端末とPublic Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムとの通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・ 正本情報を管理する保健総合システムから庁内連携システムや中間サーバー等へ連携される情報の更新状況をシステムで監視し、異常が検知された場合は速やかに正しい情報となるよう措置を講じている。 ・ 保健総合システムで保有する正本情報と庁内連携システムや中間サーバー等で保有する副本情報が一致していることを確認するため、定期的に整合処理を実施し、不一致となっている場合は、速やかに正しい情報となるよう措置を講じている。 ・ 入手した情報については職員が速やかに更新を行うようにしている。 ・ 更新を行った際は、確実に更新されることをシステムで担保しているが、更新を行ったものとは別の職員が正しく更新されているか確認を行い、確認を行った記録を残している。 <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・ 本特定個人情報ファイルの個人情報、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・ 保健総合システムで保有する正本情報と庁内連携システムや中間サーバー等のシステム内で保有する副本情報と一致しているか確認するため、定期的に整合処理を実施し、不一致となっている場合は、速やかに正しい情報となるよう措置を講じている。 ・ 保存年限の定めに応じて、保存年限の過ぎた特定個人情報は、システムにてデータベースから消去している。 ・ 紙媒体は保管期間ごとにわけて保管し、保存年限が過ぎているものについては、焼却処理を行う。 ・ データが紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存している。 ・ 保管期間の過ぎたバックアップもシステムにて自動判別し消去。廃棄の際は廃棄履歴を作成し、保存している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ガバメントクラウド移行前の旧システムが稼働していた仮想化基盤については、他のシステムが稼働している間はリスク1に対する対策を継続し、仮想化基盤の更改時に本手順に従い確実にデータを消去する。 <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・ 消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 ・ 不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・ 不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	豊中市情報セキュリティ対策基準の規定を順守するための自己点検チェックシートを作成し、毎年1回各システムの点検を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、内部監査を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。 ・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。 ・委託業者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員（再委託先含む）への教育の実施を明記した契約を締結している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。 <Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	
3. その他のリスク対策		

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する豊中市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、豊中市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、豊中市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

＜Public Medical Hub（PMH）及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞

情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	市政情報コーナー（総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係） 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号（第二庁舎4階） 電話番号 06-6858-2054	
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	
	特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 （手数料額、納付方法: ）	
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	個人情報ファイル名	予防接種管理ファイル
	公表場所	市政情報コーナー（総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係） 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号（第二庁舎4階） 電話番号 06-6858-2054
⑤法令による特別の手続		
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	健康医療部 健康危機対策課 〒561-0881 豊中市中桜塚4丁目11番1号 電話番号 06-6152-7329	
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応についての記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年7月16日
②しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	豊中市ホームページでパブリックコメントを実施する旨を公開し、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申込システムのほか、健康危機対策課に直接持参する方法により、国民・住民からの意見を聴取する。
②実施日・期間	【1回目】令和3年9月13日(月曜日)から令和3年10月12日(火曜日)まで 【2回目】令和4年4月8日(金曜日)から令和4年5月9日(月曜日)まで 【3回目】令和5年1月6日(金曜日)から令和5年2月6日(月曜日)まで 【4回目】令和7年3月1日(土曜日)から令和7年3月30日(日曜日)まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	【1回目】意見なし。 【2回目】意見なし。 【3回目】意見なし。 【4回目】意見なし。
⑤評価書への反映	【1回目】意見なしのため反映なし。 【2回目】意見なしのため反映なし。 【3回目】意見なしのため反映なし。 【4回目】意見なしのため反映なし。
3. 第三者点検	
①実施日	【1回目】令和3年11月15日(月曜日) 【2回目】令和4年7月25日(月曜日) 【3回目】令和5年3月10日(金曜日) 【4回目】令和7年4月25日(金曜日)
②方法	【1・2回目】豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会により第三者点検を行う。 ・豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会から委員会の専門部会へ評価を委任。 ・専門部会で評価書の審議を行い答申(点検結果)を決定。 【3・4回目】個人情報保護、情報セキュリティに関する外部の学識経験者2名により第三者点検を行い、点検結果報告書を受領。
③結果	【1回目】評価書の記載内容は問題が認められた箇所はなく了解を得た。 【2回目】評価書の記載内容は問題が認められた箇所はなく了解を得た。 【3回目】評価書の記載内容は問題が認められた箇所はなく了解を得た。 【4回目】評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。「留意すべき事項がある」との点検結果により評価書の修正を行った意見については以下のとおり。 ・特定個人情報の保管・消去に係る情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための対策として、サーバー室や執務室における対策、専用回線の使用やファイアウォールの設置など、リスクを軽減するための物理的措置及び技術的措置が具体的に分かりやすく記載されており、内容も妥当である。 ただし、ガバメントクラウドに移行後は、豊中市サーバー室内の仮想サーバーから旧システムデータを消去することであるが、仮想サーバーのリース期間中は記憶媒体の物理破壊ができないため、データの復元がなされないよう留意するべきである。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	I-2(システム2) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	(右記を追加)	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年9月30日	II-3 ②入手方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年9月30日	II-3 ③入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年9月30日	II-3 ④入手に係る妥当性	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年9月30日	II-3 ⑤本人への明示	(右記を追加)	・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合には、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年9月30日	II-3 ⑧使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年9月30日	II-3 ⑧情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年9月30日	II-4 委託事項2	ワクチン接種記録システムVRSの管理・保守	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年9月30日	II-4 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年9月30日	II-4 委託事項2 ②その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年9月30日	II-4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年9月30日	II-6 ①保管場所	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	(別添2)ファイル記録項目	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・接種回(1回目/2回目)	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年9月30日	Ⅲ－2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入力する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入力するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年9月30日	(同上)	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年9月30日	Ⅲ－2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(右記を追加)	＜ワクチン接種記録システム等における措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を超えることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまいうリスクを防止する。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年9月30日	Ⅲ－2 リスク2 リスクに対する措置の内容	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年9月30日	Ⅲ－2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(右記を追加)	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年9月30日	Ⅲ－2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(右記を追加)	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年9月30日	Ⅲ－2 リスク4 リスクに対する措置の内容	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	Ⅲ－３ 特定個人情報の仕様におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年9月30日	Ⅲ－４ 情報保護管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年9月30日	Ⅲ－５ リスク2 リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年9月30日	Ⅲ－５ リスク3 リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年9月30日	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年9月30日	Ⅲ－７ リスク1 ⑥具体的な対策の内容	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年9月30日	Ⅳ－１ ①具体的なチェック方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	重要な項目の変更であるが、表現の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和4年9月30日	Ⅳ－１ ②具体的な内容	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	重要な項目の変更であるが、表現の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	Ⅳ-2 具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	重要な項目の変更であるが、表現の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和4年9月30日	Ⅳ-3 その他のリスク対策	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	重要な項目の変更であるが、表現の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年5月26日	I-2(システム2) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	(右記を追加)	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2・第59条の2 2. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第16の2・16の3・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の2の2・第59条の2	1. 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2 2. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第16の2・16の3・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の2の2	事後	重要な項目の変更であるが、根拠法令の修正によるものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年5月26日	I-7 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 保健予防課	健康医療部 健康危機対策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	I-7 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長	健康危機対策課長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	(別添1)事務内容	(右記を追加)	新型コロナウイルス感染症予防接種証明のコンビニ交付に係る事務の内容を追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	Ⅱ-2 ⑥事務担当部署	健康医療部 保健予防課	健康医療部 健康危機対策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	Ⅱ-3 ②入手方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	Ⅱ-3 ⑦使用の主体 使用部署	健康医療部 保健予防課	健康医療部 健康危機対策課	事後	重要な項目の変更であるが、名称の変更によるものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年5月26日	Ⅱ-3 ⑤本人への明示	・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	Ⅱ-4 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	Ⅱ-4 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月26日	Ⅱ－４ 委託事項2 ②その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	Ⅱ－４ 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	Ⅱ－６ ①保管場所	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年5月26日	(別添2)ファイル記録項目	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・接種回(1回目/2回目/3回目)	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	Ⅲ－２ リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年5月26日	Ⅲ－２ リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(略) ＜ワクチン接種記録システム等における措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	(略) ＜ワクチン接種記録システム等における措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年5月26日	Ⅲ－２ リスク2 リスクに対する措置の内容	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年5月26日	Ⅲ－３ リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	(略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年5月26日	Ⅲ－３ リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(略) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年5月26日	Ⅲ－３ リスク4 リスクに対する措置の内容	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月26日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の 確認	(略) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 (略)	(略) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 (略)	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年5月26日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥具体的な対策の内容	(右記を追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	重要な項目の変更であるが、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年5月26日	V-7 開示請求、問合せ 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	健康医療部 保健予防課 〒561-0881 豊中市中校塚4丁目11番1号 電話番号 06-6152-7329	健康医療部 健康危機対策課 〒561-0881 豊中市中校塚4丁目11番1号 電話番号 06-6152-7410	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年5月26日	Ⅵ-1 ①基準日	2022/9/30	2023/5/26	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅲ-4-情報保護管理体制の 確認	委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行うとともに、豊中市個人情報保護条例及び豊中市個人情報保護条例施行規則の諸条件の規定を誠実に守り、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を処理することを契約書にて明示している。	委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行うとともに個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及びその他の法令等の規定を誠実に守り、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を処理することを契約書にて明示している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 既定の内容	豊中市個人情報保護条例、豊中市個人情報保護条例施行規則及び、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	再委託の承諾方法 ・委託先から再委託の承諾申出書を提出させ、内容を確認した上で、再委託先にも委託先同様、豊中市個人情報保護条例及び豊中市個人情報保護条例施行規則の規定や契約書に定める事項を守ることを条件に許諾可否を判断している。	再委託の承諾方法 ・委託先から再委託の承諾申出書を提出させ、内容を確認した上で、再委託先にも委託先同様、個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及びその他の法令等や契約書に定める事項を守ることを条件に許諾可否を判断している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-5 リスク1 ルール内容及びルール遵守の 確認方法	自己情報の開示請求者 請求内容の審査や本人確認を厳格に行うことで豊中市個人情報保護条例第18条の規定に則ったものであることを確認している。	自己情報の開示請求者 請求内容の審査や本人確認を厳格に行うことで個人情報の保護に関する法律第76条の規定に則ったものであることを確認している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	自己情報の開示請求者 豊中市個人情報保護条例の規定に基づき、市民へ情報を提供する際は、書面での提供のみとなっており、メールや電話等による書面以外の方法による提供を行わない。	自己情報の開示請求者 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令の規定に基づき、市民へ情報を提供する際は、書面での提供のみとなっており、メールや電話等による書面以外の方法による提供を行わない。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	Ⅳ-2 具体的な方法	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	・委託業者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年6月30日	V-1 ②請求方法	豊中市個人情報保護条例に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	I-1 ②事務の内容	・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	・予防接種の実施後に接種記録等の登録・管理を行う。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I-2(システム2) ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者 ・接種券発行登録・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者 ・接種券発行登録・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	I-2(システム3) ②システムの機能	5 中間サーバー連携機能 番号法の別表第2に定められた情報照会者に提供するための情報を中間サーバーに連携する。	5 中間サーバー連携機能 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報照会者に提供するための情報を中間サーバーに連携する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	I-5 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の10・93の2の項 ・番号法 第19条第6号(委託先への提供) ・番号法 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条・第67条の2 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条	・番号法 第9条第1項 別表の14・126の項 ・番号法 第19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条・第67条の2 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和6年9月27日	I-6 ②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二の第16の2・17・18・19・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の3・第13条・第13条の2 2. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第16の2・16の3・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2・第12条の2の2	1. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25・27・28・29・153・154の項 2. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25・26・153・154の項	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和6年9月27日	(別添1)事務の内容	・AI-OCR処理を利用した、医療機関等からワクチン接種記録システム(VRS)への接種記録の送信 ・ワクチン接種記録システム(VRS)を介しての他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 上記に関連する記述	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	II-3 ②入手方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	[]その他()	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	II-3 ③入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	II-3 ④入手に係る妥当性	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ－3 ⑤本人への明示	・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－3 ⑧使用方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅱ－3 ⑧使用方法 情報の突合	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅱ－4 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－4 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体))	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 (別表第二の項番16の2)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25の項	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－5 提供先2 ①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 (別表第二の項番16の3)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の26の項	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－5 提供先3	市町村長	都道府県知事又は市町村長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－5 提供先3 ①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 (別表第二の項番115の2)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の153の項	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－5 提供先4	市区町村	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－5 提供先4 ①法令上の根拠	番号法 第19条第16号	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－5 提供先4 ②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ⑥提供方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4	(右記を追加)	都道府県知事	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ①法令上の根拠	(右記を追加)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の26の項	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ②提供先における用途	(右記を追加)	予防接種法による予防接種の実施に関する事務	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ③提供する情報	(右記を追加)	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	(右記を追加)	[10万人以上100万人未満]	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(右記を追加)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する予防接種対象者	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ⑥提供方法	(右記を追加)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先4 ⑦時期・頻度	(右記を追加)	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先5	(右記を追加)	厚生労働大臣	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先5 ①法令上の根拠	(右記を追加)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の154の項	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先5 ②提供先における用途	(右記を追加)	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先5 ③提供する情報	(右記を追加)	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先5 ④提供する情報の対象となる本人の数	(右記を追加)	[10万人以上100万人未満]	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先5 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(右記を追加)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する予防接種対象者	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先5 ⑥提供方法	(右記を追加)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅱ－５ 提供先5 ⑦時期・頻度	(右記を追加)	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ－6 ①保管場所	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	(別添2)ファイル記録項目	・予防接種区分 (A類疾病)BCG、三種混合、MR、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎、不活化ポリオ、四種混合、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、ロタ、B型肝炎 (B類疾病)インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌(臨時接種) 新型インフルエンザ	・予防接種区分 (A類疾病)BCG、三種混合、MR、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎、不活化ポリオ、四種混合、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、ロタ、B型肝炎、五種混合 (B類疾病)インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌(臨時接種) 新型インフルエンザ	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	(別添2)ファイル記録項目	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	Ⅲ－2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅲ－2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ－2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜ワクチン接種記録システム等における措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力によって、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	（左記を削除）	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅲ－2 リスク2 リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	（左記を削除）	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅲ－2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 （券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	（左記を削除）	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅲ－2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	（左記を削除）	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅲ－2 リスク4 リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	（左記を削除）	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅲ－3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	（左記を削除）	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ－3 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅲ－4 情報保護管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅲ－5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	開示請求 提供する情報をシステムにより出力した場合は、操作ログが記録され一定期間保存している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	開示請求 提供する情報をシステムにより出力した場合は、操作ログが記録され一定期間保存している。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅲ－5 リスク2 リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅲ－5 リスク3 リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面に必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和6年9月27日	Ⅳ-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和6年9月27日	Ⅳ-1 ②監査 具体的な内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和6年9月27日	Ⅳ-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和6年9月27日	Ⅳ-3	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和6年9月27日	V-2 ①連絡先	健康医療部 健康危機対策課 〒561-0881 豊中市中校塚4丁目11番1号 電話番号 06-6152-7410	健康医療部 健康危機対策課 〒561-0881 豊中市中校塚4丁目11番1号 電話番号 06-6152-7329	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	I-1 ②事務の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録・管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)に登録された新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種記録等の保管を行う。なお、当市から閲覧、追加登録及び修正入力できない。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和7年7月25日	I-2(システム1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	[]その他()	[○]その他(Public Medical Hub (PMH)及び予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム(導入時期未定))	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	I-2(システム2) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者 ・接種券発行登録・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録等の保管	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	I-2(システム3) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)	共通基盤システム、オブジェクトストレージ(庁内連携システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	I-2(システム7) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	市民がパソコンやスマートフォンを利用し、インターネット(電子)から各種届出や申請の申込をするシステム。 このシステムを使用し、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申込を受け付ける。	市民がパソコンやスマートフォンを利用し、インターネット上(電子)で各種届出や申請ができるシステム。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	I-2(システム8) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	(右記を追加)	Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステム	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	I-2(システム8) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ①鑑形の登録 予診票項目、通知文言等のひな形を予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへ登録する。 ②情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 当市で管理している個人番号、対象者情報、予診票情報及び接種記録を予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 ③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからの予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステム初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 予防接種の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく接種記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして予診票の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムはPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく予診票情報を登録する。 ④情報連携機能(医療機関用アプリ) ・識別子の格納機能 医療機関用アプリはマイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由で予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに接続する。医療機関用アプリからの予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステム初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリは、マイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由で、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへPMH仮名識別子を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく予診票情報を医療機関用アプリに提供する。また、医療機関が接種記録の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムはPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく接種記録を登録する。	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日					
令和7年7月25日					
令和7年7月25日	I-2(システム8) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	[]その他()	[○]その他(予防接種管理システム(保健総合システム)、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	(別添1)事務の内容	ワクチン接種記録システム(VRS)と他システム等との関連に係る記述	(左記を削除)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	(別添1)事務の内容	(右記を追加)	Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る記述	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅱ－２ ④記録される項目 その妥当性	[]その他()	[○]その他<(Public Medical Hub(PMH)及び予 診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステ ムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・予防接種記録情報)	事前	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－２ ④記録される項目 その妥当性	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防 接種記録管理／請求支払いシステムを活用した 情報連携に係る予防接種事務> ・識別情報(その他識別情報) PMH-ID、PMH仮名識別子…PMH及び予診情 報・予防接種記録管理／請求支払いシステ ムが、外部と情報連携するために必要となる。 ・予防接種番号…PMH及び予診情報・予防接 種記録管理／請求支払いシステム内で予防接種 の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) ・予防接種記録情報…PMH及び予診情報・予 防接種記録管理／請求支払いシステムが外部と 情報連携するために必要となる。	事前	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－３ ①入手元	[○]民間事業者(豊中市医師会等)	[○]民間事業者(豊中市医師会等、支払基金)	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－３ ②入手方法	[]その他()	[○]その他(医療保険者等向け中間サーバー、 医療機関用アプリ、マイナポータル)	事前	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－３ ③入手の時期・頻度	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防 接種記録管理／請求支払いシステムを活用した 情報連携に係る予防接種事務> ・PMH-IDの採番処理依頼時に都度、医療保険 者等向け中間サーバーから特定個人情報を入力 する。 ・当市が予診情報・予防接種記録管理／請求 支払いシステムに登録した予診票のひな形に対 して、住民がマイナポータル等を介して接種前 に予診票情報を入力することにより個人情報を入 手し、事務・システムにおいて個人番号と結びつ いて特定個人情報となる。 ・接種時に、従来の紙の予診票に代えて、医療 機関のタブレットに搭載された医療機関用アプリ を用いて、住民がマイナンバーカードで認証して 同意することにより、医療機関が入力した予診票 情報、接種記録を個人情報として入手し、事務・ システムにおいて個人番号と結びついて特定個 人情報となる。	事前	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－３ ④入手に係る妥当性	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防 接種記録管理／請求支払いシステムを活用した 情報連携に係る予防接種事務> (PMH-ID採番処理依頼時に入手される特定個人 情報) ・外部との情報連携のため、PMH-IDの採番処理 依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから 自動的に入手される。 (その他：個人情報として入手し、事務・システム において個人番号と結び付き特定個人情報とな る情報) 入手にあたって、既存事務と同様に予診票の事 前入力する事項については、本人又は本人の代 理人から情報を入力し、予診票の医師記入欄及 び接種記録については、予防接種を実施する医 療機関から入手する必要がある。 ・予診票の事前入力オンライン化により、住民 の利便性の向上が図られる。マイナポータルで はマイナンバーカードによる認証(本人確認)の 後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて入 力され、入力した情報は、接種を受託する医療機 関で確認され、接種の可否を判断する。 ・医療機関では、タブレットに搭載された医療機 関用アプリを用いた予診票の確認・接種記録の オンライン化により住民及び医療機関での利便 性の向上及び、情報の入手期間が短縮されるこ とにより行政事務の効率化が図られる。医療機 関での本人確認後、医療機関用アプリを用いて 本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで 認証して同意することにより、予診票情報を確認 して予診・問診を行い、接種後に接種記録の入 力を行う。	事前	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－３ ⑤本人への明示	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防 接種記録管理／請求支払いシステムを活用した 情報連携に係る予防接種事務> ・本人又は本人の代理人から入手する情報につ いては、利用目的を明示した上で入手している。 マイナポータル及び医療機関用アプリでは、本人 又は本人の代理人が画面に表示された利用目 的を確認して、同意することにより入手する。	事前	事前の提出・公表が不要なそ の他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅱ－3 ⑧使用方法	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・情報連携のため、当市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムが連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共に予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに応答する。 ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルと予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムで共有されることで予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムからマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ(マイナポータル経由)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムの予診票情報及び接種記録の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－3 ⑧使用方法 情報の統計分析	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託の有無	[委託する] (3件)	[委託する] (4件)	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体))	[○]その他(VRS本体へのLG-WAN回線を用いた提供は令和6年10月以降不可となり、令和6年9月30日時点の状態のまま保管されている)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項3	庁内連携システム・宛名システムの保守	庁内連携システム・宛名システム・オブジェクトストレージ(S3)の保守	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項3 ①委託内容	庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、バックアップアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	庁内連携システム・宛名システム・オブジェクトストレージ(S3)の障害監視作業、障害復旧作業、バックアップアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項3 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[]専用線	[○]専用線	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4	(右記を追加)	Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 ①委託内容	(右記を追加)	Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムの利用・情報連携業務及び運用保守業務	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲	[]	[特定個人情報ファイルの一部]	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲 対象となる本人の数	[]	[10万人以上100万人未満]	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	[]	[特定個人情報ファイルの範囲と同様]	事前	重要な項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(右記を追加)	Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムはそれぞれ国(デジタル庁)及び国民健康保険中央会が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMH-IDの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。ただし、PMH及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに格納された特定個人情報、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)及び国民健康保険中央会は特定個人情報にアクセスすることはない。	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 ③委託先における取扱者数	[]	[10人以上50人未満]	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]その他()	[○]その他(LGWAN又は閉域網回線を用いた提供)	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	(右記を追加)	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 ⑥委託先名	(右記を追加)	国(デジタル庁)及び国民健康保険中央会	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 再委託 ⑦再委託の有無	[]	[再委託する]	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(右記を追加)	書面又は電磁的方法による承諾	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－4 委託事項4 再委託 ⑨再委託事項	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムの運用保守 ・PMH-IDの採番及びPMH-IDを介した医療機関用アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMH-IDを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－6 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和7年7月25日	Ⅱ－6 ①保管場所	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。令和6年10月以降は、市からもアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅱ－6 ①保管場所	(右記を追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－6 ①保管場所	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務> Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－6 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は当市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和7年7月25日	Ⅱ－6 ③消去方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・自機関の領域に保管されたデータは自機関でも消去することができます。令和6年9月30日時点の状態でそのまま保管される。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅱ－6 ③消去方法	(右記を追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は豊中市からの操作によって実施される。豊中市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、豊中市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱ－6 ③消去方法	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・当市の領域に保管されたデータのみ、予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを用いて消去することができる。 ・当市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、 消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	(別添2) ファイル記録項目	【各予防接種】 ・予防接種区分 (A類疾病)BCG、三種混合、MR、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎、不活化ポリオ、四種混合、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、ロタ、B型肝炎、五種混合 (B類疾病)インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌(臨時接種)新型インフルエンザ ・接種回数 ・接種年月日 ・長期療養特例フラグ ・ワクチン製造所 ・ロット番号 ・量 ・ワクチン名 ・場所 ・有効年月日 ・医療保険関係情報 ・地方税関係情報 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	【各予防接種】 ・予防接種区分 (A類疾病)BCG、三種混合、MR、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎、不活化ポリオ、四種混合、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、ロタ、B型肝炎、五種混合 (B類疾病)インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、帯状疱疹(臨時接種)新型インフルエンザ ・接種回数 ・接種年月日 ・長期療養特例フラグ ・ワクチン製造社 ・ロット番号 ・量 ・ワクチン名 ・場所 ・有効年月日 ・医療保険関係情報 ・地方税関係情報 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	(別添2) ファイル記録項目	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加の記録項目> (1)対象者情報 ・個人番号 ・PMH-ID ・PMH仮名識別子 ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別) ・自治体コード ・自治体業務ID ・連携ファイル名 ・連携日時 ・連携処理ステータス/エラー内容 ・制御フラグ(リカバリー/不表示/閲覧停止) ・変更区分 ・消除の異動日 ・その他管理番号・ID等(予防接種対象者番号) (2)ユーザー情報 ・機関マスタID ・機関ユーザーID ・メールアドレス ・ユーザー氏名 ・ユーザー区分 ・ユーザー権限ID ・個人番号閲覧可能フラグ ・ユーザー削除フラグ (3)予診票情報 ・項目ID ・管理ID ・更新日時 ・回答ID ・回答内容 ・回答処理ステータス ・回答日時 ・接種不可フラグ ・予防接種予定勧奨ID ・予防接種設定ID ・予防接種予定ID ・組み合わせ番号 ・強制失効日 ・勧奨情報(ルールID、勧奨日) (4)予防接種記録情報 ・予防接種記録ID ・予防接種予定ID ・履歴ID ・接種日 ・接種同意フラグ ・医療機関コード ・医師名 ・実施区分 ・接種区分 ・GTINコード ・ワクチンメーカー名 ・ワクチン名 ・ロット番号 ・接種量 ・ワクチン有効期限 ・特別の事情 ・更新日時 ・最新/削除フラグ	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・PMH-IDの採番処理時には予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムが保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことで対象者以外の情報の入手を防止する。 ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリでマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携され、医療機関用アプリでの入力は、診察室内で更に本人確認を行うことで本人の情報のみが予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへ連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入手を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーから予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMH-IDと個人番号)のみが返却されるようシステムの制御している。 ・医療機関から医療機関用アプリを介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステムの制御している。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステムの制御している。	事前	重要な項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅲ－2 リスク2 リスクに対する措置の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーから予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH-IDと個人番号) のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムが提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムが提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 個人番号及び基本情報の正確性は、既存事務において住基システムとの連携等により担保されている。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－2 リスク4 リスクに対する措置の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムと支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。 ・医療機関や住民から予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへの連携は、直接接続ではなく、マイナポータル等のAPI経由の接続のみが認められ、通信内容は、情報漏洩を防止するために暗号化される。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御し、令和6年10月以降は、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和7年7月25日	Ⅲ－3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムにアクセスする当市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリや住民からマイナポータル等のAPI経由で予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事前	重要な項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅲ－3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 以上は令和6年9月30日までの適用とし、令和6年10月以降は、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和7年7月25日	Ⅲ－3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・当市は、Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムのアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムのログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムにおける特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへの連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 以上は令和6年9月30日までの適用とし、令和6年10月以降は、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和7年7月25日	Ⅲ－3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 以上は令和6年9月30日までの適用とし、令和6年10月以降は、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅲ－3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・パスワードの有効期限を設定する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－3 リスク2 特定個人情報の使用の記録	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－3 リスク3	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。当市は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－3 リスク4 リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へは、令和6年10月以降、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和7年7月25日	Ⅲ－3 リスク4 リスクに対する措置の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・既存システム（各業務システム）から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・当市の既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムへの特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線（LGWAN又はその他の閉域網回線）を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。	事前	重要な項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 以上は令和6年9月30日までの適用とし、令和6年10月以降は、保有する接種記録の毀損・紛失等のやむを得ない場合を除き、アクセスは不可となった。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和7年7月25日	Ⅲ－４ 情報保護管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務における措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更に伴う修正である
令和7年7月25日	Ⅲ－４ 情報保護管理体制の確認	(右記を追加)	＜Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市は、Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムの利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国(デジタル庁)及び国民健康保険中央会に委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)及び国民健康保険中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(右記を追加)	＜Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・ 当市がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・ アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・ アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・ アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先(PMH-ID採番や運用保守)のみに付与される。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(右記を追加)	＜Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・ 特定個人情報の取り扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 ※再委託先(PMH-ID採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール 順守の確認方法	(右記を追加)	＜Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・ 委託先(再委託も含む。)から他者への提供は行わない。 ・ 当市は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。	事前	重要な項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール順守の確認方法	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・当市は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－４ 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール順守の確認方法	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、当市は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－４ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－４ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、デジタル庁から報告を受ける。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－４ その他の措置の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－６ リスク4 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅲ－6 リスク6 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したLWANを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和7年7月25日	Ⅲ－6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和7年7月25日	Ⅲ－7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ② 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和7年7月25日	Ⅲ－7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(右記を追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ① ガバメントクラウドについては政府情報システムのためのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲ－7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムをを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施設管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	重要な項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅲー7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和7年7月25日	Ⅲー7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。令和6年10月以降は、市からもアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更である
令和7年7月25日	Ⅲー7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(右記を追加)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②豊中市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦豊中市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧豊中市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅲー7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで定める技術的対策を満たしている。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日			主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)、国民健康保険中央会、医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・当市の端末とPublic Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・当市の端末とPublic Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムとの通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。		
令和7年7月25日	Ⅲー7 リスク2 リスクに対する措置の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲー7 リスク3 消去手順 手順の内容	(右記を追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ガバメントクラウド移行前の旧システムが稼働していた仮想化基盤については、他のシステムが稼働している間はリスク1に対する対策を継続し、仮想化基盤の更改時に本手順に従い確実にデータを消去する。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅲー7 リスク3 消去手順 手順の内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub(PMH)及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅳー1 ①自己点検 具体的なチェック方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更に伴う修正である

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	IV-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	IV-1 ②監査 具体的な内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更に伴う修正である
令和7年7月25日	IV-1 ②監査 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和7年7月25日	IV-1 ②監査 具体的な内容	(右記を追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	IV-1 ②監査 具体的な内容	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	IV-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更に伴う修正である
令和7年7月25日	IV-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	IV-3 その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	(左記を削除)	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを軽減させる変更に伴う修正である
令和7年7月25日	IV-3 その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅳ-3 その他のリスク対策	(右記を追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する豊中市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、豊中市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、豊中市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	Ⅳ-3 その他のリスク対策	(右記を追加)	<Public Medical Hub (PMH) 及び予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事前	重要な項目の変更
令和7年7月25日	V-2 ①連絡先	電話番号 06-6152-7410	電話番号 06-6152-7329	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅵ-1 ①実施日	令和5年5月26日	令和7年7月16日	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅵ-2 ①方法	豊中市ホームページでパブリックコメントを実施する旨を公開し、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申込システムのほか、保健予防課に直接持参する方法により、国民・住民からの意見を聴取する。	豊中市ホームページでパブリックコメントを実施する旨を公開し、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申込システムのほか、健康危機対策課に直接持参する方法により、国民・住民からの意見を聴取する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅵ-2 ②実施日・期間	【1回目】令和3年9月13日(月曜日)から令和3年10月12日(火曜日)まで 【2回目】令和4年4月8日(金曜日)から令和4年5月9日(月曜日)まで 【3回目】令和5年1月6日(金曜日)から令和5年2月6日(月曜日)まで	【1回目】令和3年9月13日(月曜日)から令和3年10月12日(火曜日)まで 【2回目】令和4年4月8日(金曜日)から令和4年5月9日(月曜日)まで 【3回目】令和5年1月6日(金曜日)から令和5年2月6日(月曜日)まで 【4回目】令和7年3月1日(土曜日)から令和7年3月30日(日曜日)まで	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅵ-2 ③主な意見の内容	【1回目】意見なし。 【2回目】意見なし。 【3回目】意見なし。	【1回目】意見なし。 【2回目】意見なし。 【3回目】意見なし。 【4回目】意見なし。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅵ-2 ④評価書への反映	【1回目】意見なしのため反映なし。 【2回目】意見なしのため反映なし。 【3回目】意見なしのため反映なし。	【1回目】意見なしのため反映なし。 【2回目】意見なしのため反映なし。 【3回目】意見なしのため反映なし。 【4回目】意見なしのため反映なし。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅵ-3 ①実施日	【1回目】令和3年11月15日(月曜日) 【2回目】令和4年7月25日(月曜日) 【3回目】令和5年3月10日(金曜日)	【1回目】令和3年11月15日(月曜日) 【2回目】令和4年7月25日(月曜日) 【3回目】令和5年3月10日(金曜日) 【4回目】令和7年4月25日(金曜日)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅵ-3 ②方法	豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会により第三者点検を行う。 ・豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会から委員会の専門部会へ評価を委任。 ・専門部会で評価書の審議を行い答申(点検結果)を決定。	【1・2回目】豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会により第三者点検を行う。 ・豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会から委員会の専門部会へ評価を委任。 ・専門部会で評価書の審議を行い答申(点検結果)を決定。 【3・4回目】個人情報保護、情報セキュリティに関する外部の学識経験者2名により第三者点検を行い、点検結果報告書を受領。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月25日	Ⅵ-3 ③結果	【1回目】評価書の記載内容は問題が認められた箇所はなく了解を得た。 【2回目】評価書の記載内容は問題が認められた箇所はなく了解を得た。 【3回目】評価書の記載内容は問題が認められた箇所はなく了解を得た。	【1回目】評価書の記載内容は問題が認められた箇所はなく了解を得た。 【2回目】評価書の記載内容は問題が認められた箇所はなく了解を得た。 【3回目】評価書の記載内容は問題が認められた箇所はなく了解を得た。 【4回目】評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。「留意すべき事項がある」との点検結果により評価書の修正を行った意見については以下のとおり。 ・特定個人情報の保管・消去に係る情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための対策として、サーバー室や執務室における対策、専用回線の使用やファイアウォールの設置など、リスクを軽減するための物理的措置及び技術的措置が具体的に分かりやすく記載されており、内容も妥当である。 ただし、ガバメントクラウドに移行後は、豊中市サーバー室内の仮想サーバーから旧システムデータを消去するとのことであるが、仮想サーバーのリース期間中は記憶媒体の物理破壊ができないため、データの復元がなされないよう留意するべきである。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年7月25日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・転移		最新の番号法・主務省令に基づき更新	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更